

令和7年度の空家等対策の実施体制

空家等対策の実施は、空家等の利活用全般や老朽危険空家等に関する事項については建設部都市計画課、空き家バンクの利用等に関する事項については市民生活部移住推進課を中心として、その他の庁内関連部局との密接な連携と情報共有を図り各種対策を推進するとともに、審議会において必要事項の審議を行いながら推進します。

また、行政は個別の業者紹介や個人財産への介入が難しいため、関係機関や民間団体のご協力の下、行政の補完的な役割を担う『空家等管理活用支援法人』を活用し、地域住民（自治会等）や関係機関・民間団体との連携・協力体制の構築を目指します。

空家等対策の実施体制

